

ブッシュ大減税についての一考察（その2）

瀧井 光夫

前回（本誌第50号）ではブッシュ政権の新体制を検討しながら、2月8日に議会で提案された大減税を批判的に検討した。その減税案は予想以上に早いペースで審議が進み、5月26日土曜日には両院調整法案が上院、下院の各本会議で可決、6月7日木曜日にブッシュ大統領が法案に署名して20年ぶりの大減税は実施に移された。ホワイトハウスのイーストルームで行われた法案署名式には閣僚、多くの議員が集まり、大々的に大統領の成果を称えた。

確かに法案成立は早かった。レーガン、クリントンの税制改革に比べると法案成立までの期間は約2ヵ月も短い。しかし、ブッシュ大統領が最優先の政策課題と述べたこの大減税は、仔細に検討すると、驚くべき内容になっている。

< 景気刺激のための戻し減税と税率の変更 >

もっとも驚くべき内容というのは、この減税が恒久的な減税ではなく、サンセット減税であるという点である。つまり、2010年まで段階的に税率が引き下げられた後、翌年の2011年には、相続税撤廃も含めすべての減税措置は一気に減税実施前の2001年の状態に戻ってしまう。こんなことは、ブッシュ提案にはまったく示されていないが、それでもブッシュ大統領は、法案署名式で、「新しい時代の最初の重大な成果」だと誇示している。

大減税の内容を細かく検討する前に、まず

実施された減税法の主な内容をみておこう。

第1は、昨年の所得税に対する戻し減税。景気浮揚のために実施されるこの減税額は課税所得が6000ドル超の独身者または夫婦個別申告者に対して300ドル、同1万ドル超の世帯主に対して500ドル、同1万2000ドル超の夫婦合算申告者に対して600ドルが払い戻される。この減税は日本のように給与調整で戻されるのではなく、財務省が納税者に小切手を直接郵送することによって還付される。小切手を受け取る時期は、納税者の社会保障番号によって異なる。最初に小切手を受け取るのは、社会保障番号の末尾2桁が00から09までの者で小切手を受け取るのは7月23日の週、次に10から19の者が翌7月30日の週、という具合に進み、最後に90から99の番号の者が9月24日の週に受け取る。この減税は総額450億ドルになる。

第2に個人所得税率の引き下げ。現行の税率は、39.6%、36%、31%、28%、15%の5段階となっているが、これに10%の税率が2001年1月1日に遡及して導入され、6段階となる。最高税率の39.6%は2001年から段階的に引き下げられ2006年に35%となる。36～28%の3段階の税率はともに2001年から2006年まで6年間毎年0.5%ポイントづつ引き下げて、33～25%となる。10%の新税率は課税所得の上限が、夫婦合算所得1万2000ドル、単身扶養者1万ドル、独身者6000ドルで2008年には一部課税所得が引き上げられる。また、10%税率

の新設に伴い、従来の税率15%の課税所得も上限が引き上げられ、15%の税率の引き下げは行われない。

<結婚重課税の是正、扶養控除の引き上げ>

第3に結婚重課税の是正措置。米国の税制では、共稼ぎの夫婦が所得を合算して課税申告すると、個別申告に比べて税額が高くなる場合があるが、これを一般に結婚重課税marriage penaltyという。この是正は長年の課題であったが、今回の減税措置では、合算所得に対する標準所得控除額を2005年から2008年にわたって段階的引き上げて、個別申告との差をなくす方法がとられる。

第4は子供の扶養控除額の引き上げ。17歳未満の子供1人あたり500ドルの税額控除は2001年600ドル、2005年700ドル、2009年800ドルへ引き上げられ、2010年に1000ドルとなる。第5は相続税estate taxの撤廃。2002年から課税対象最低額(現行67万5000ドル)の引き上げと最高税率(現行55%)の引き下げが同時、段階的に実施されて、2010年に相続税は廃止される。

以上が主要な減税項目だが、この他に次のような減税措置もとられている。所得額に応じて大学教育費税額控除を最高4000ドルまで認める(ただし2006年までの実施に限定)、学費ローン金利に対する所得控除の上限を撤廃する、優遇課税される教育貯蓄口座の上限を年間500ドルから2000ドルに引き上げる、非課税となる401(k)拠出金の上限を年間1万500ドルから1万5000ドルに、個人退職年金口座積立額を年間2000ドルから5000ドルにそれぞれ引き上げる、などである。

<不可解なジェフォーズ上院議員の賛成投票>

もちろんこうした最終法案に至るまでは、共和党と民主党の間には大きな主張の対立が

あった。民主党は、減税規模を9000億ドルにとどめて社会保障、医療、教育の改革を重視する、高額所得者に対する税率39.6%を38.6%の引き下げにとどめる、税率15%を14%に引き下げて低所得者層の減税を重視するといった修正案を提出したが、ことごとく否決された。

上院、下院でそれぞれ成立した減税案は、両院の代表で構成される両院協議会で両院の法案の差異を調整し最終案として一本化されるが、この調整に3日間かかり、合意が成立したのは5月25日金曜日であった。調整の過程でもっとも難航したのが戻し税の規模と全体の1%以下しか占めない納税者が払う最高税率の引き下げ幅だったと報じられているが、5月23日の上院可決案でも最高税率は施行される35%ではなく、36%であったのだから、両院協議における共和党の主張はかなり強硬だったと推察される。

ともあれ、最終減税法案は下院では賛成240、反対154(賛成は共和党全議員と民主党28人、無所属1人)、上院は58対33でそれぞれ可決(賛成は共和党46人と民主党12人)された。上院では、共和党議員のなかで去年大統領選挙に出馬したマケインと穏健派のチェイフィの2議員は反対票を投じた。しかし、ジェフォーズ上院議員が賛成票を投じたのは不可解である。同議員は法案投票前の5月24日に、共和党が保守化の度を高め、環境、教育、国防などでプッシュ政策との違いが大きくなったとして共和党を離党したばかりだったし、4月末の段階でチェイフィ議員とともに減税総額が1兆2000億ドル以上になれば支持しないと主張していたのである。

<「息を飲むようなごまかし」>

施行された減税は2月8日に発表されたプッシュ案と大きく異なる。まず、減税額は発表

された1兆6000億ドルから1兆3500億ドルに2500億ドル少なくなった。減税期間も2002～2011年から2001～2010年に繰り下げられた。税率は4段階に簡素化すると発表されたが、逆に6段階に増え、最高税率は33%に引き下げられず、35%にとどまった。企業の研究開発減税は両院協議の結果、却下された。

同時に、2月の発表になかったもので実施されたものがある。問題は、むしろこちらの方が大きい。第1は上述のサンセット減税。第2は、減税が短期間に実施されるのではなく、長期間かけて段階的に実施される点。第3は代替ミニマム税 Alternative Minimum Tax (AMT) の問題である。これら3点について検討してみよう。

第1のサンセット減税。なぜ2010年12月31日でこの減税法は効力を失い、2011年にすべてが減税実施前の状態に戻ってしまうのか。これは2011年以降も減税を続ければ、減税規模が1兆3500億ドルを大幅に超えてしまうためである。ポール・クルーグマンは「この減税法案の支持者で減税が時限的なものだと考えている者などいるだろうか。これは正真正銘のホワイトカラーの犯罪である」(ニューヨーク・タイムズ5月17日付)と断じているし、アラン・ブラインダーは「10年間のコストを“わずか”1兆3500億ドルに抑えるために、議会は息を飲むようなごまかしをした」(日経6月20日付「経済教室」)と書いている。

第2は長期の段階的減税という問題。段階的に減税が行われるため2001年度の税収減は400億ドル程度だが、2010年度には1870億ドル程度に増大する。1年に800億ドル程度の恒久減税を即座に実行すれば、その後の経済成長によって1兆3500億ドルにほぼ見合う税収増効果を挙げられたのに、段階的な減税で財政負担は高まり、社会保障の支払能力を低下させるとブラインダーは批判した。また、ク

ルーグマンは次の10年間の歳入減は確実に4兆ドルを超えると懸念している。

期待された結婚重課税の是正も、その解消にコストがかかるために2008年に是正を先送りし、子供の扶養控除を500ドルから1000ドルに引き上げるのは10年もかかる。これらは上述した減税内容で見たとおりである。クルーグマンに言わせると、「今回の減税支持者はアメリカ経済政策史上前例のない disinformation(故意の偽情報)キャンペーンに没頭した」ということになる。

第3の代替ミニマム税(AMT)とは、各種の税控除を行って課税額を大幅に少なくする高額所得に対して一定の税負担を求める制度で、通常所得の所得税額が代替ミニマム所得額に対して一定の税率で計算した税額を下回る場合に、この代替ミニマム税が課される。AMTは30年前に導入されたが、議会がインフレ率と所得税率の改正に対応したAMTの調整を怠ってきたため、この制度が実施された当時AMTの対象と考えられた年収62万7000ドル超の所得者には現在AMTはほとんど適用されなくなり、代わってそれ未満の所得者に適用され、しかもその税額を引き上げる結果になっている。子供が多く、多種類の税控除があり、年収が7万2000ドルから62万7000ドルまでの納税者で、ニューヨーク州やマサチューセッツ州など大都市州の住民は、今回の減税額の3分の2をAMTで減らされるとみられている(ニューヨーク・タイムズ6月3日付)。ブラインダーによると、今回AMTの対象になるのは何と数千万人にのぼり、これら膨大な納税者が十分な減税の恩恵を受けられなくなるという。

< 減税の経済効果は限定的 >

少しづつしか税金を下げてもらえず、しかも減税はいずれ消え、10年後税金は急増する。

しかも、AMTで減税効果が小さくなる。グレン・ハバード経済諮問委員長は、大統領が法案に署名した日に、「今年末には減税効果は大いに発揮される。さらに来年は成長率を0.4から0.5%押し上げる」と述べているが、こうした欠陥減税では経済効果は大きくなるとは思えない。

では、欠陥税制は修正されるのか。9月11日のテロ以前は当然そうなる、ならなければ国民の反発を押さえられなくなると筆者は考えていたが、テロ以降になると雲行きは怪しくなってきた。テロ被害者の救済、航空業界への緊急支援が実施され、さらに防衛予算増、企業減税等の財政措置の急増も予想され、財政黒字は早くも来年度には消滅するという見方も出始めた。

しかし、2011年には第1年次ベビーブーマーが65歳になり、社会保障費の支出は急増する。もし今回の減税を2011年以前に恒久化する、あるいは減税法の一部を大幅に修正するといった措置をとらなければ、アメリカ経済は大きな困難に直面することになるだろう。

本稿は10月初旬に執筆した。その後、議会では「2001年経済安全回復法」が審議されているが、共和・民主両党の対立で12月中旬の段階では成立に至っていない。この法案（下院案）には企業減税に加え、個人所得税率の引き下げのほかAMTの修正も含まれている。同法案の分析は、それが成立した時点で行うこととしたい。

（国際学部教授）